

## 政令月収の求め方（計算方法）

収入基準は、申込者本人及び同居親族（婚約者を含む）で収入のある方全員の前年の年間総収入または年間総所得金額が対象となります。なお、前年1月以降に就職または開業された方は、その翌月からの1年分が対象となり、1年未満の場合は、その実績をもとに1年分の見込みを計算して下さい。

なお、所得がある方が1人で、所得の種類が1種類で特別控除対象者のいない世帯は、5ページの収入基準早見表に当てはまる方が申し込みできます。

### 1. 政令月収額は次の順序で計算してください。

#### 〔計算の順序〕

- (1) 収入の種類別に所得金額を計算する。
- (2) 各自の総所得金額を計算する。
- (3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する。
- (4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引いたのち、12で割って政令月収額を計算する。

#### (1) 種類別所得金額の計算

##### 給与所得金額・事業所得金額の計算

前々年12月31日以前から現在まで引き続き勤務・事業されている方。

ア．給与所得金額：前年分の源泉徴収票の支払い金額（税込み）を3ページ計算表の算出式にあてはめて計算します。

イ．事業所得金額：前年分の収入金額から必要経費を除いた金額が、事業所得金額となります。

前年1月1日以降に就職（転職）または開業してから1年以上で、現在も引き続いて勤務・事業されている方

ア．給与所得金額：就職（転職）した月の翌月から12ヶ月分の合計額を支払い金額として計算し、それを3ページ計算表の算出式にあてはめて計算します。

イ．事業所得金額：開業した月の翌月から12ヶ月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた額が事業所得金額となります。

就職（転職）または開業してから1年未満の方

ア．給与所得金額：次のとおり計算して推定年間総支払金額をもとめ、3ページ計算表の算出式にあてはめて計算します。

働いた期間の総収入 / 働いた期間の月数 × 12ヶ月 + 夏期・冬期などのボーナス支給（推定額） = 推定年間総支払金額

（働いた期間の総収入・月数とも就職した月は除いてください。）

イ．事業所得金額：次のとおり推定年間事業所得金額を計算します。

（営業した期間の総収入 - 必要経費合計） / 営業した期間の月数 × 12ヶ月 = 推定年間事業所得金額

（営業した期間の総収入・必要経費・月数とも開業した月は除いてください。）

入居資格審査日の前月末までに退職または廃業予定の方

申込書に「退職予定」または「廃業予定」と朱記してください。

##### 年金所得金額の計算

年金所得の方は、年間総支給額（前年分）を3ページ計算表の算出式にあてはめて計算します。

#### (2) 各自の総所得金額を計算

総所得金額 = 給与所得 + 事業所得 + 年金所得 + 不動産所得 + 利子所得 + 配当所得

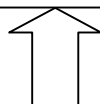
(各自の総所得金額を計算してください。)

(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額

(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引いたのち、12で割って政令月収額を計算

{	世帯の総所得金額	-	控除額合計金額	}	÷ 12 =	政令月収額



4ページの「控除額一覧表」を参照して合計額を計算してください。

控除対象	控除額	
1. 同居親族	38万円×	人 円
2. 同居しない扶養親族	38万円×	人 円
3. 老人扶養親族	10万円×	人 円
4. 特定扶養親族	25万円×	人 円
5 - 特別障害者	40万円×	人 円
5 - 障害者	27万円×	人 円
6. 寡婦	27万円×	人 円
7. 寡夫	27万円×	人 円
控除額の合計		円

ただし、入居申込書の収入・所得欄には、前ページ(1)種類別所得金額の計算を参照し、年金所得の方は年間年金総収入(税込)金額を、給与所得の方は年間給与総収入(税込)金額を、事業所得の方は年間事業等総所得金額を記入してください。

本ページ(4)の表中、控除対象となる特定扶養親族は、募集期間最終日現在の満年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族の方をいし、所得税法の「特定扶養親族」とは異なり、公営住宅法の取扱いによるものです。

## 2. 所得計算表

### (1) 給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額（1年間に受け取った給与・ボーナスの税込みの合計額）の区分により給与所得金額を計算してください。

支 払 金 額		給 与 所 得 金 額 の 算 出 式
651,000円未満		給与所得金額 = 「0」円
651,000円以上～1,619,000円未満		支払金額 - 650,000円 = 給与所得金額
1,619,000円以上～1,620,000円未満		給与所得金額 = 「969,000円」
1,620,000円以上～1,622,000円未満		給与所得金額 = 「970,000円」
1,622,000円以上～1,624,000円未満		給与所得金額 = 「972,000円」
1,624,000円以上～1,628,000円未満		給与所得金額 = 「974,000円」
1,628,000円以上 ～ 1,800,000円未満	まず、次のとおり端数整理します。 (ア) 支払金額 ÷ 4,000円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。 (イ) 上の(ア)で算出した数値に4,000円を掛ける。 次に(イ)で算出した金額を右の算出式にあてはめてください。	左のとおり端数整理した支払金額 × 0.6 = 給与所得金額
1,800,000円以上 ～ 3,600,000円未満		左のとおり端数整理した支払金額 × 0.7 - 180,000円 = 給与所得金額
3,600,000円以上 ～ 6,600,000円未満		左のとおり端数整理した支払金額 × 0.8 - 540,000円 = 給与所得金額
6,600,000円以上～10,000,000円未満		支払金額 × 0.9 - 1,200,000円 = 給与所得金額

### (2) 年金所得のみの計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額（1年間に受け取った年金の税込みの金額）の区分により年金所得金額を計算してください。

年齢は、募集期間最終日現在の満年齢です。

	支 払 金 額	年 金 所 得 金 額 の 算 出 式
65歳以上の方	1,200,000円以下	年金所得金額 = 「0」円
	1,200,001円以上～3,300,000円未満	収入金額 - 1,200,000円 = 年金所得金額
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 375,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 785,000円 = 年金所得金額
65歳未満の方	700,000円以下	年金所得金額 = 「0」円
	700,001円以上～1,300,000円未満	収入金額 - 700,000円 = 年金所得金額
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 375,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 785,000円 = 年金所得金額

### 3. 控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。  
 (2) 2、3、5～7の控除は、所得税法上の対象者の方に限ります。  
 (3) 4の控除は、公営住宅法施行令第1条第3号八に規定する、扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方をいい、所得税法の「特定扶養親族」とは異なります。  
 (4) 年齢は、募集期間最終日現在の満年齢です。

控除対象		範囲	控除額	
1. 同居親族		申込住宅に同居する申込本人以外の方	38万円	
2. 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方		
特 別 控 除 対 象 者	3. 老人扶養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円	
	4. 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族(公営住宅法上の取扱い)	25万円	
	5. 障害者	特別障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方(申込者又は上記1・2の対象者) (1)心神喪失の状況にある方または精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた方。(このうち重度と判定された方は特別障害者) (2)精神に障害のある方で厚生労働大臣(知事)からその障害の程度が国民年金法施行令別表(1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者)または厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方。 (3)身体障害者手帳の交付を受けている方(1級または2級の方は特別障害者) (4)障害の程度欄が「A」または「B」の療育手帳の交付を受けている方。「A」の方は特別障害者) (5)戦傷病者手帳の交付を受けている方。(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者) (6)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方。(重度の障害とされている方は特別障害者) (7)常に就床を要し、複雑な介護を要する方。(重度の障害とされている方は特別障害者) (8)65歳以上でその障害が(1)又は(3)と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方。(1)又は(3)の特別障害者と同程度のときは特別障害者)	40万円 とは重複して控除することはできません。
		障害者	(6)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方。(重度の障害とされている方は特別障害者) (7)常に就床を要し、複雑な介護を要する方。(重度の障害とされている方は特別障害者) (8)65歳以上でその障害が(1)又は(3)と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方。(1)又は(3)の特別障害者と同程度のときは特別障害者)	27万円 とは重複して控除することはできません。
	6. 寡婦	申込本人又は同居親族で次のア～イのいずれかに該当する方。 ア. 夫と死別または離婚してから婚姻していない方、あるいは夫の生死が不明な方で、扶養親族その他生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、年間の所得の見積額が38万円を超える子は除きます)がいる方。 イ. 夫と死別してから後婚姻をしていない方、または夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	27万円	
7. 寡夫	申込本人又は同居親族で次のア～ウのすべてに該当する方。 ア. 妻と死別または離婚してから婚姻していないか、妻の生死が不明であること。 イ. 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、年間の所得の見積額が38万円を超える子は除かれます)があること。 ウ. 年間の所得の見積額が500万円以下であること。			

・控除額は、該当者1人についての額(年間)です。

・寡婦・寡夫控除は、所得が27万円以上の方については27万円、27万円以下の方についてはその所得金額を控除します。

## 収入基準早見表

所得のある方が一人で、所得の種類が一種類で特別控除対象者のいない世帯は、次の収入基準早見表に当てはまる方が申し込みできます。

### 1. 普通市営住宅：政令月収額 158,000 円以下の場合

下段（ ）内は裁量階層世帯で政令月収額 214,000 円以下の場合

区分		入居家族数及び入居しない扶養家族数（申し込み本人を含む）					
		単身者	2人	3人	4人	5人	6人
給与所得の方	年間総収入金額	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～
	[税込み金額]	2,967,999 (3,887,999)	3,511,999 (4,363,999)	3,995,999 (4,835,999)	4,471,999 (5,311,999)	4,947,999 (5,787,999)	5,423,999 (6,263,999)
事業所得の方	年間総所得金額	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～
		1,896,011 (2,568,011)	2,276,011 (2,948,011)	2,656,011 (3,328,011)	3,036,011 (3,708,011)	3,416,011 (4,088,011)	3,796,011 (4,468,011)
年金所得の方	年間総収入金額	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～
	[65歳以上の方]	3,096,011 (3,924,015)	3,534,682 (4,391,778)	4,041,349 (4,838,837)	4,495,308 (5,285,896)	4,942,367 (5,732,955)	5,389,425 (6,180,014)
	年間総収入金額	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～
	[65歳未満の方]	3,028,015 (3,924,015)	3,534,682 (4,391,778)	4,041,349 (4,838,837)	4,495,308 (5,285,896)	4,942,367 (5,732,955)	5,389,425 (6,180,014)

事業所得の方は、収入金額から必要経費を除いた額です。

### 2. 改良住宅等：政令月収額 114,000 円以下の場合

下段（ ）内は裁量階層世帯で政令月収額 139,000 円以下の場合

区分		入居家族数及び入居しない扶養家族数（申し込み本人を含む）					
		単身者	2人	3人	4人	5人	6人
給与所得の方	年間総収入金額	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～
	[税込み金額]	2,211,999 (2,643,999)	2,755,999 (3,183,999)	3,299,999 (3,711,999)	3,811,999 (4,187,999)	4,287,999 (4,663,999)	4,763,999 (5,135,999)
事業所得の方	年間総所得金額	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～
		1,368,011 (1,668,011)	1,748,011 (2,048,011)	2,128,011 (2,428,011)	2,508,011 (2,808,011)	2,888,011 (3,188,011)	3,268,011 (3,568,011)
年金所得の方	年間総収入金額	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～
	[65歳以上の方]	2,568,011 (2,868,011)	2,948,011 (3,248,011)	3,337,349 (3,737,349)	3,844,015 (4,227,072)	4,321,190 (4,674,131)	4,768,249 (5,121,190)
	年間総収入金額	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～	0 ～
	[65歳未満の方]	2,324,015 (2,724,015)	2,830,682 (3,230,682)	3,337,349 (3,737,349)	3,844,015 (4,227,072)	4,321,190 (4,674,131)	4,768,249 (5,121,190)

・ 事業所得の方は、収入金額から必要経費を除いた額です。